

●香川県告示第193号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成19年4月3日から施行する。  
平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県立屋島陸上競技場、香川県立総合水泳プール及び香川県総合運動公園の使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	略	略	略	香川県立屋島陸上競技場、 <u>香川県立丸亀武道館</u> 、香川県立総合水泳プール、 <u>香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場</u> の使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町7番15号	平成17年3月1日
略				略			
県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務	香川県建築設計協同組合	高松市磨屋町6番地4	平成18年6月1日	県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務	香川県建築設計協同組合	高松市磨屋町6番地4	平成18年6月1日
香川県立丸亀高等学校 <u>武道館</u> の使用料（ <u>かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス</u> 利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町7番15号	平成19年4月1日				
香川県立丸亀競技場	四電工グル	高松市松島町1丁	平成19年4				

において香川県教育  
委員会が行うスポー  
ツ教室の使用料の徴  
収事務

ープ

目11番22号

月1日

--	--	--	--